

第 4 3 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市交通局長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした決定は、妥当でないので取消し、改めて、公開又は非公開の決定を行うべきである。

第 2 審査請求に至る経過

- 1 令和 2年 5月 7日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のような公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

市2020年 4月30日発表

交通局職員いじめ自殺

元上司（停職）、工場長、係長の処分についてわかるもの

- ・ 事実関係
- ・ 処分理由、説明書、事情聴取
- ・ 関係者の弁明書、事件の防止策

- 2 同月15日、実施機関は、請求内容が漠然としており、審査請求人が具体的にどのような文書を求めているのか判断できないため、本件公開請求に係る行政文書を特定できないとして、次のとおり補正依頼（以下「補正依頼①」という。）を行った。

(1) 「事実関係」（以下「請求内容①」という。）について、「記者発表資料」を示すものという理解でよい。

(2) 「処分理由」及び「説明書」（以下「請求内容②」という。）について、処分内容を被処分者に説明した文書という理解でよい。

(3) 「事情聴取」（以下「請求内容③」という。）について、所属部長が事実を調査し交通局長へ報告した文書という理解でよい。

(4) 「関係者の弁明書」（以下「請求内容④」という。）について、懲戒処分対象者が交通局長に対して申告した文書という理解でよい。

(5) 「事件の防止策」（以下「請求内容⑤」という。）について、事件を受けて交通局で実施してきたパワーハラスメント防止策についてまとめた文

書という理解でよいか。

3 同月18日、審査請求人は、補正依頼①に対し、それぞれ次のとおり回答（以下「補正回答①」という。）を行った。

(1) よくない。請求内容①について、事案について調査、事情聴取等されたことについて分かるもの。

(2) よくない。請求内容②について、処分内容及び処分理由及び処分説明書。

(3) よくない。請求内容③について、関係者に聞きとり、事情聴取された記録。

(4) よくない。請求内容④は、処分対象者及び上司等の弁明書。

(5) よくない。請求内容⑤について、事件の事実確定について、事件の原因、理由、背景について、事件の問題点について、今後配慮すべきことについてまとめたもの。

4 同月20日、実施機関は、補正回答①の内容を踏まえても、なお公開請求に係る文書を特定できないとして、行政文書の名称又は内容等を具体的に記載するよう、再度補正依頼（以下「補正依頼②」という。）を行った。

5 同月22日、審査請求人は、補正依頼②に対し、次のとおり回答（以下「補正回答②」という。）を行った。

(1) よい、よくないも所属部内にある関係文書名を全て分からないと特定するのが困難である。

(2) 請求内容①について、まず所属部で調査されたもの及びその記録・メモ等、及び交通局長への報告。また、関係する資料があれば含む。

(3) 請求内容②について、所属部、市にあるものの文書名が全て分かっているわけではないので、関係するもの全てを特定して教えてほしい。

(4) 請求内容③について、所属部で調査、聴取されて作成されたもの全てを文書名（メモも含む）知らせてほしい。その中から具体的に提示する。

(5) 請求内容④について、処分されたもの及び上司等関係者の弁明、反省等という意味。また、所属部において、関係する文書名を全て教えてほしい。

(6) 請求内容⑤について、本件事件について、名古屋市において、事実確認、確定されたもの及び事件の起きた理由、原因、背景等、問題点（問題とされた点も含む）、今後配慮していくこと等をまとめたもの。まずは名古屋市としての文書を文書名を示してほしい。どのようなものがあるのか不明であるため、答えにくい。

6 同月26日、実施機関は、本件公開請求に対して、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるとして、却下とする非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

7 同月29日、審査請求人は、本件処分を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件審査請求の対象となる行政文書を非公開とした理由として、おおむね次のとおり主張している。

本件公開請求について、当該公開請求書の内容では請求される文書が特定できなかったため、該当されると思われる文書を示したうえで、補正依頼①を行った。しかしながら、それに対する補正回答①においても、こちらの提案に対して否定され、括弧内に記載された内容も曖昧であり、請求される文書を特定することができなかった。

そのため、補正依頼②により再補正を求めたが、補正回答②においても、関係する文書を全て知らせるよう要求されるのみで、請求される文書の特定には至らなかった。

したがって、条例第 6条第 1項第 2号に定める公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備が認められるため却下する。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明書においておおむね次のとおり主張している。

(1) 請求内容①について

審査請求人は、審査請求書において、一部公開できると主張するが、補正依頼①の「「記者発表資料」を示すものとしてよろしいか」との問いに対し、補正回答①において「よくない」と回答があり、記者発表資料を請求文書と特定することはできない。なお、記者発表資料は、名古屋市市民

情報センターにおいて閲覧可能である。

(2) その他の請求資料について

実施機関は、審査請求人に対して具体的な文書名や文書内容を示す等し、2回にわたり補正の参考となる情報を提供し、補正を求めたが、その回答において行政文書を包括請求する趣旨の記載がなされ、文書の特定が困難であった。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消す。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書及び反論意見書で主張している本件審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求内容①から⑤について

ア 請求内容①について、補正依頼①には「記者発表資料」を示すものがある。少なくとも「記者発表資料」は、非公開ではなく一部公開ができると言える。それ以外に事実関係については、記者発表資料以外にあることは想定される。具体的にどのような文書か、請求人には不明。

イ 請求内容②について、少なくとも一部公開できる。それ以外に、処分内容、処分に至る経過、処分案等が想定されるが、具体的にどのような文書があるのか、実施機関から説明がない。

ウ 請求内容③について、報告した文書があることは明らかである。一部公開できる。当事者に対しての聴取のための呼び出し状等が想定される。また、事情聴取の記録があることは明らかである。

エ 請求内容④について、申告した文書があることは想定される。少なくとも一部公開できる。

オ 請求内容⑤について、防止策についてまとめた文書があることが想定される。少なくとも一部公開できる。防止策とは、事実確認、確定されたもの、事件の起きた理由、原因、背景等、問題点（問題とされた点も含む）、今後配慮していくこと等をまとめたものと、審査請求人は指摘している。実施機関の説明はない。一方的に特定できないということは不当である。

- (2) 補正依頼②についての期限が令和 2年 5月29日必着であることからすると、同月26日付けの非公開には問題がある。知る権利を保障することからすると、実施機関が期限までに特定できなかった（期限までの補正に応じなかった）とする実施機関の主張は問題がある。
- (3) 本件公開請求の対象となる行政文書（請求内容①から⑤）については、名古屋市の処分において当然作成等されているものであり、実施機関がその内容を理解できないものであると認識している。補正依頼①においても、「理解してよろしいか」ということで、実施機関なりに特定していると理解している。実施機関が特定できないとする意味が理解できない。
- (4) 補正の段階では、正確性に欠けるということだったかもしれないが、再度補正をさせるもしくは、請求者の利益を優先させて公開することができたはずである。
- これまでも、審査請求人は、名古屋市職員等の不祥事に係る公開請求を行ってきた。補正を求められることもあったが、補正に応じることでほぼ事足りて、公開されてきた。今回も、実施機関が求める補正に対して、具体的に記載した回答を提出した。
- (5) そもそも、実施機関は具体的な文書名と言うが、実施機関内にどのような文書が作成されているのか、審査請求人にとっては不明である。実施機関が、事案の発覚から発生にさかのぼって、経過から現在まで全てを公表しているか不明である。実施機関が全てを公表していたら、その内容に従って、文書名を具体的に述べることができたかもしれない。
- (6) 補正を求められて回答している場合に対して、途中で、実施機関が理解できないからという理由で却下という処分は違法である。実施機関が理解できないから、問答無用で請求を切り捨てということである。

第 5 審査会の判断

1 争点

本件公開請求に対して、形式上の不備が認められるとして却下とした本件処分が妥当であったか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の

保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件公開請求について

- (1) 本件公開請求の前提となる事案（以下「本件事案」という。）について
実施機関の職員Aが、後輩である職員Bに対して、1年近くにわたり、指導の範囲を超えた強圧的な言動により過重な心理的負荷を与え、その結果、平成27年4月に職員Bが自死した。

このことを受け、令和2年4月30日に、職員Aに対して停職3月、平成26年度の職員Aの管理職に対して戒告の懲戒処分が行われた。また、平成27年度の職員Aの管理職に対しては、口頭厳重注意の措置が行われた。

- (2) 本件公開請求について

本件公開請求は、令和2年4月30日付けで上記(1)の懲戒処分等が報道発表されたことを受け、本件事案に係る一連の文書の公開を求めたものであると解される。

4 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第6条第1項第2号及び同条第2項について

条例第6条第1項において、公開請求は、同項各号に掲げる事項を記載した公開請求書を実施機関に提出してしなければならないと規定している。そして、同項第2号において、「公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項」を記載事項として定めており、「行政文書を特定するために必要な事項」とは、公開請求を受けた実施機関が合理的な努力をすることにより、公開請求の対象となる行政文書を特定することができる程度の記載を要するものと解される。

また、同条第2項において、実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができると規定するとともに、同項後段で、この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならないと規定している。

- (2) 本件公開請求は、上記3(2)のとおり、本件事案に係る一連の文書の公開を求めたものであると解されるところ、補正依頼①において、実施機関が、本件公開請求の対象文書の候補となる記者発表資料等を提示している

ことを踏まえると、公開請求に係る行政文書を特定するために必要な事項は、一定程度記載されていたと認められる。

(3) しかしながら、補正回答①において、審査請求人は、実施機関が提示した文書について、「よくない」と回答しており、提示した文書を否定されたとする実施機関の主張については、理解できる点はあると認められる。一方で、審査請求書及び反論意見書の記載から、審査請求人は、補正依頼①で示した文書だけでは「よくない」と主張しなかったと解することもでき、両者の間には認識の齟齬があったのではないかと推察される。

(4) さらに、補正回答②において、実施機関が補正依頼①で示した文書とほぼ同様の文書を求める記載があることから、少なくとも当該文書については対象文書として特定することができたと認められる。

(5) したがって、本件公開請求について、行政文書を特定するために必要な事項の記載に欠け、形式上の不備があるとして、文書の特定をせず却下とした実施機関の決定は、適正な処分であるとは認められないため、本件公開請求の対象となる文書を特定し、改めて公開又は非公開の決定を行うべきである。

5 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

一般的に、公開請求者は行政組織や行政事務に通じていないため、公開を求める行政文書を的確に記載することは困難である。したがって、実施機関は、公開請求者に対し、公開請求の趣旨を確認しながら行政文書の特定を行うべきであり、この過程において、公開請求者が請求する行政文書と公開請求書の記載内容とが合致しないことが判明したときは、公開請求書の補正を求める必要がある。

実施機関における補正の方法は、実施機関が保有する対象文書を示して、その文書でよいかを確認するものであったが、回答内容によっては公開請求者と実施機関との間で異なる解釈が生じるおそれのあるものであったという点において、いささか問題があったといえる。

実施機関においては、今後、補正を行う際には、対象となり得る文書を列挙し、公開請求者に請求の有無を選択させ、その余の部分があれば具体的に記載させるなど、補正の方法を工夫し、適切に対応していくことが望まれる。

第 7 審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和 2年 6月12日	諮問書の受理
7月13日	弁明書の写しの受理
8月11日	反論意見書の受理
令和 5年 5月22日 (第45回第 3小委員会)	調査審議
令和 6年 5月17日 (第73回第 2小委員会)	調査審議
6月21日 (第74回第 2小委員会)	調査審議
7月 1日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 小野木昌弘、委員 森絵里、委員 米澤孝充